女川町保育業務支援システム構築業務委託仕様書

1 基本事項

(1)目的

核家族化が進行する中で、保護者の働き方やライフサイクルの多様化に伴い、家庭や地域社会の養育機能の低下や育児不安などをもたらしていることから、保育所の役割が重要となってきている。それに対応するため、公立保育所2か所に「保育業務支援システム」を導入しICT化をすることで、保護者と保育所双方の利便性を高め、双方の負担を軽減する。

また、保育所での事務負担低減により、保育士等が、保育業務に充てる時間を増やすなど、保育サービスの質と量の向上を図り、保護者と児童にとっての保育サービスを充実させる。

(2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

ただし、特別な事情により上記期間の変更が必要となる場合に、発注者(以下「町」という。)と別途協議の上、対応を決定すること。

(3) 用語の定義

本仕様書内での「ICTシステム」及び「システム」とは、ICTシステム提供メーカーが管理・運営するサーバ・ネットワーク機器・ストレージ等によって構成されるデータセンターを通して提供するクラウドサービスを表すこととする。

(3) 支払方法

ICTシステム導入作業及び附随工事完了後、完了報告書並びに添付書類を提出した上で、町による検収を実施する。検収完了後、受注者が発行する請求書によって、町は契約金の支払いをする。

(4) ICT システム導入場所

女川町立第四保育所 女川町浦宿浜字小屋ノ口 28 番地 女川町立しおかぜ保育所 女川町女川浜字大原 602 番地 3

(注) ネットワーク環境整備工事については、しおかぜ保育所のみを対象とし、 第四保育所については町が所有するモバイルルータ経由で ICT システムを利 用すること。

(5)業務内容

- ① ICTシステム導入業務
- ② ICT システム等運用保守業務
- ③ ICT システム利用環境整備業務

2 ICT システムについて

(1) 概要

① 保育施設を運営する他の地方自治体において、300 自治体以上への導入・運用 実績のあるシステムであること。

- ② 現在までに15,000 施設以上での導入・運用実績があるシステムであること。
- ③ 保育施設を運営する他の地方自治体において、一自治体あたり 20 施設以上の公立保育所への導入・運用実績があるシステムであること。なお、導入・運用実績は、公立施設における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム(例えば午睡チェックシステム等)の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
- ④ 本システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。 保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。
- ⑤ 職員用システム及び保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で1年以上の運用実績があること。また、保護者アプリは提案時点で提供開始から2年以上経過していること。
- ⑥ 定期的にバージョンアップ (機能拡張) を図る ASP サービスの形態で提供すること。
- ⑦ 他システムとの API 連携実績があること。
- ⑧ 給食管理機能を同一システム内で利用することができること。
- ⑨ 日本国内のデータセンターにて提供しているクラウドサービスであること。
- ⑩ 個人情報は運用時に利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。
- ① 利用する端末 (PC、タブレット) が異なる場合でも同一機能を同一の UI で提供できること。
- ② 本システム接続用の機器は、PC 及びタブレット端末とし、システムへ接続する ために必要な設定を行うこと。
- ③ 各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、Web ブラウザ (Google Chrome、Safari 等) により利用できること。

(2)機能要件

【 別紙1 ICT システム機能要件 】に記載されている機能を提供できること。

(3) 帳票要件

- ① 指導計画・保育日誌等の帳票は【 別紙 2 女川町 ICT システム帳票(見本)】をシステム上で再現すること。
- ② システム上での再現が難しい帳票や、システム上で再現することにより帳票作成の利便性が低下する可能性が高い帳票がある場合には、町と別途協議のうえ、再現の要否を決定すること。
- ③ 再現に必要な費用は、初期費用に含めるものとし、運用開始後に様式の変更があった際は追加の費用なく町で変更できること。

(4) ネットワーク要件

- ① 本業務で利用する機能は、宮城セキュリティクラウドを経由して利用できること。
- ② 宮城セキュリティクラウド接続については、Wi-Fi アクセスポイント(以下、AP) 経由でのWi-Fi 接続により提供すること。

3 ICT システムの導入および運用保守業務

(1) セットアップ・構築フォロー 運用を開始するに当たり、町で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

- 1. 運用開始1か月前までに操作マニュアルを提出すること。
- 2. 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル (Webマニュアル) として提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
- 3. 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい 平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく 説明されていること。
- 4. 機能の修正などがあった場合には、当該部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

(3) 操作研修

本システムについて、以下のとおり研修を実施すること。

- ① 受注者にて、研修内容及びスケジュールを作成すること。
- ② 各施設のシステム利用者を対象に操作方法の習得を目的とした研修をオンラインで町の指定する場所で行うこと。研修時間は120分以内にすること。
- ③ 研修は本システムに精通した講師が行うこと。
- ④ 研修はマニュアルの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。
- ⑤ 研修時に質疑のあった内容で、その場で回答できなかった場合は、後日回答を本 町にすること。
- ⑥ 研修は、日程及び時間帯を、町と別途協議したうえで実施すること。

(4) ICT システムの運用期間

① 通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため、運用停止が必要な場合には、事前に町へ申し入れること。

(5) ICT システムに関するヘルプデスク

- ① 保育所及び健康福祉課からの問い合わせに対応する事業者向けヘルプデスクを設置すること。
- ② 事業者向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、 オペレーターが対応すること。また、電子メール等による問い合わせにも対応する こと。
- ③ 固定電話及び携帯電話からのお問い合わせは、平日9:00~18:00 の時間帯で受付すること。
- ④ 電子メール等による問い合わせは、24時間受付にすること。
- ⑤ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- ⑥ 保護者向けヘルプデスクは、アプリの専用フォームによる問い合わせを可能とし、 24 時間受付とすること。

(6) ICT システム運用後のサポート体制

- ① 初任者、異動があった職員、システムに不慣れな方等に対しては、運用開始後も 支援が必要なことから、オンラインで各機能別の学習が可能な動画等を視聴できる ようにすること。
- ② 保育士がシステムを最大限に活用するために、オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的に開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。

(7) セキュリティ要件

① IDS (侵入検知システム)・IPS (不正侵入防止システム)・WAF (Web Application Firewall) 等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施するこ

上。

- ② システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
- ③ システムの脆弱性診断を定期的に実施すること。
- ④ 利用するウイルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜 最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策 として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。
- ⑤ データセンター内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24時間 365日の死活監視を実施すること。
- ⑥ データセンターは日本データセンター協会 (JDCC) のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。
- ⑦ SSL/TLS により暗号化を施した上で通信すること。
- ⑧ 保育所及び健康福祉課が使用する静的 IP アドレスによるシステムへのアクセス 制御を行えること。なお、当該 IP アドレスは複数指定できること。
- 9 静的 IP アドレスによるアクセス制御は、緊急時の連絡を想定し、特定のアカウントのみ制限の対象外とできること。
- ⑩ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う CSIRT を設置すること。

(8) 障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には速やかに町に報告し、早期復旧を図ること。
- ③ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し世代 管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(9) ICT システム保守

- ① システムのバージョンアップ (機能改善、バグ対応等) は定期的に実施し、クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップにも随時対応すること。
- ② 国の関係法令等に従い、システムのメンテナンスを行うこと。
- ③ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(10)業務引継ぎ

- ① 契約履行期間の満了、全部もしくは一部解除、またはその他契約の終了事由の 如何を問わず、本業務が終了となる場合は、受注者は町の指示のもと、本業務終 了日までに町が本業務を継続できるよう必要な措置を講じ、他者のシステムに移 行する作業の支援を行うこと。
- ② 業務引継ぎに伴い、データ移行等が発生する場合は、構築・運用を行っている 全ての業務システムについて、移行のために必要となるデータを汎用的なデータ 形式(CSV 等)に加工し提供すること。また、ファイル・データレイアウト等の 資料を提供し、町又は他社(次期受注者)に対して誠意をもって協力すること。 なお、上記の作業については、追加の費用が発生することなく対応すること。

4 ICT システム利用環境整備業務

- (1) ICT システム利用環境整備において必要となる機器類
 - ① 職員用ノートパソコン 21 台
 - ② 登降園打刻用タブレット 12台
 - ③ ルータ 2 台 (インターネット接続系 1 台、LGWAN 接続系 1 台)
 - ④ PoE 対応 L2 スイッチ 2 台
 - ⑤ ONU 分岐 L2 スイッチ 1 台

- ⑥ Wi-Fi AP 8台
- ⑦ ネットワークハードディスクドライブ 2台
- (2)職員用ノートパソコン及び登降園打刻用タブレット要件 機器仕様については【別紙3機器規格仕様書】の通りとすること。
 - ① 各端末のデバイス名が明記されたステッカーを町の指定する 3 箇所に貼付すること。
 - ② 初回セットアップは、町所有の Windows 11 Pro ライセンス(マスター用)を使用し、USB メモリを使用したクローニングによって実施すること。
- (3) ネットワークハードディスクドライブ要件
 - ① 第四保育所及びしおかぜ保育所内の町が指示する場所に設置すること。
 - ② 無停電電源装置(以下、UPS)に接続し、停電発生時に安全にシャットダウン出来るまでの電源供給ができること。
 - ③ HDD の障害・故障対策として、RAID6 構成とすること。
 - ④ バックアップは、USB接続された外付けHDDへ実施すること。
 - ⑤ バックアップ方式は、増分バックアップとすること。
 - ⑥ 初回バックアップは、フルバックアップとすること。
 - ⑦ バックアップスケジュールについては、毎日 0:00 に取得し、3 世代まで保存しておくこと。

(4) ネットワーク環境整備工事要領

機器仕様については【別紙3機器規格仕様書】の通りとすること。

- ① ネットワーク機器の据付・設定及び、LAN ケーブル敷設作業等を含むこと。必要に応じて、配管・電源工事・防水処理等を行うこと。
- ② ネットワーク環境整備工事を行う際は、しおかぜ保育所及び健康福祉課と調整のうえ、安全に留意して実施すること。また、配線工事を実施するにあたり、建物内の美観を極力損なわないように施工方法を検討すること。
- ③ 保育所という施設の特性上、転倒防止やいたずら防止に配慮した施工方法を検討すること。
- ④ Wi-Fi 電波利用可能エリアは基本的に各保育室及び事務室、玄関、ランチスペース、エントランス及び遊戯室とする。
- ⑤ 本業務で整備する LAN ケーブルは、Cat6A 仕様とする。
- ⑥ 職員用システムの安定稼働を図るため、指定エリア内に於ける Wi-Fi スループットが安定して 20Mbps 程度確保出来る環境を整備すること。
- ⑦ 整備する Wi-Fi 設備は既設 ONU から新設 L2 スイッチ、新設ルータに接続、Wi-Fi 経由でインターネット接続を可能とすること。尚、新設ルータとの接続ポートや設定内容等、接続に必要な情報については町と別途協議のうえ、決定すること
- ⑧ Wi-Fi APへの接続は、SSIDとパスフレーズを使用して行うものとすること。 SSID及びパスフレーズについては町から指示を受けること。
- ⑨ 本業務で整備する Wi-Fi 環境は職員専用とし、既設ネットワークと同一のネットワークセグメントで構成すること。
- ⑩ 事務室については、インターネット接続系 SSID 及び、LGWAN 接続系 SSID を単一の Wi-Fi AP にて構成すること。パスフレーズについては、インターネット接続系 SSID と同様に町からの指示を受けること。
- ① 本工事において必要となる機器類の設置場所及び設置方法は、【 別紙 5 LAN

配線及び機器配置図(案) 】を提出し、町及びしおかぜ保育所との協議のうえ決定すること。

- ② ネットワーク環境整備工事は休日(土曜日・日曜日・祝祭日)に行うこと。
- ③ 各機器の設置完了後、全Wi-Fi APの電波強度試験及びインターネット通信速度 測定試験を、PC等で、電波計測ツール、または、通信速度測定サイトを用いて実施し、試験成績書を町に提出すること。
- ④ 工事完了後、町に対して工事内容や各機器の設定内容・操作方法について の説明会を実施し、保守対応向けのサポートマニュアルを町に提出すること。
- (5) ICT システム利用環境における保守

機器ごとの保守・保証内容については【 別紙 3 機器規格仕様書 】の通りとすること。

① ICT システム利用環境における障害発生時の一次対応・障害切り分けは町にて実施し、必要に応じて受注者は問い合わせに応じ、必要な措置を講じること。

5 留意事項

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。
- (2) 受注者は、関連業者を含め、全体管理、導入、構築、保守の各業務において、町に事前に承認された役割について、責任をもって実施すること。
- (3) 受注者は、町の指示に従い、必要に応じて作業の進捗状況及び予定を文書で説明し、 その都度、町の承認を得て作業を進めること。
- (4) 導入機器のモデルチェンジ等により、【別紙3 機器規格仕様書】に定める機器と同等機器を導入せざるを得ない場合、受注者は町と事前に協議を行い承諾を得なければならない。
- (5)業務を実施する過程において本仕様書に記載のない事項についても、本委託業務を実施する上で町又は受注者が必要と判断した事項については、町と協議のうえ実施すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項、この仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細 事項について疑義が生じた場合は、遅滞なく町と受注者双方で協議して、これを定め るものとする。
- (7) 受注者は、「女川町情報セキュリティ対策に関する規則(平成 16 年女川町規則第 11 号)及び女川町情報セキュリティ対策基準に関する規程(平成 16 年女川町訓令甲第 9号)」を遵守すること。

6 提出書類

- (1) 実施体制図
- (2) 着手届・業務工程表
- (3)業務完了報告書
- (4)委託業務成果物引渡書及び成果物納品書(納品目録)
- (5) 設置した機器構成一覧及び設定資料
- (6) AP設置図及び配線図
- (7) 運用及び操作マニュアル
- (8)機器設置及び作業前後の写真

7 付録

- (1) 別紙1 ICT システム機能要件
- (2) 別紙2 女川町保育業務支援システム帳票(見本)
- (3) 別紙3 機器規格仕様書
- (4) 別紙4 タブレット端末保証内容(案)
- (5) 別紙5 LAN 配線及び機器配置図